

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	釧路市 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

釧路市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道釧路市長

公表日

令和7年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行っている。 また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ① 被保険者に係る申請書や届出書に関する事務 ② 被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理に関する事務 ③ 保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会に関する事務 ④ 保険料収納状況の確認に関する事務 ⑤ 保険料賦課における特別徴収対象者及び普通徴収対象者の確認に関する事務 ⑥ 被保険者の資格記録の管理に関する事務 ⑦ 被保険者の受給者及び給付実績の管理に関する事務 ⑧ 被保険者の認定に関する事務 ⑨ 被保険者に対する給付に関する事務 ⑩ 保険料の徴収に伴う給付制限に関する事務 ⑪ マイナポータルの電子申請機能による申請の受領 なお、これらの事務に関して、番号法に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 収納管理システム 3. 番号連携サーバ 4. 中間サーバ 5. 申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険関連ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表の100の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第50条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則（釧路市条例）
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表 2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,131,132,144,161の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表 131,132の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	釧路市福祉部介護高齢課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	釧路市総合政策部市民協働推進課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4503
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	釧路市福祉部介護高齢課 釧路市黒金町8丁目2番地 0154-31-4598
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	介護事務にて、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在する場合は、いずれの局面においても複数人で行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	釧路市情報管理基本方針に則り、情報セキュリティの維持・向上に資することを目的に本市の監査統括責任者が定期的に監査を実施している。 また、特定個人情報を含む書類については、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 このことから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	－	【追加】 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則（釧路市条例）	事後	接続申請を行うための見直しによる
平成28年9月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	箇条書き記載	別紙1及び別紙2に掲載	事後	重要な変更にあたらなため（データ標準の改訂及び接続申請前時期のため）
平成28年9月28日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署	介護高齢課長 菅原 芳樹	介護高齢課長 久万田 康司	事後	重要な変更にあたらなため（人事異動）
平成29年10月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成27年9月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	重要な変更にあたらなため（計数の見直し）
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	介護高齢課長 久万田 康司	課長	事前	様式変更のため
平成31年2月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成30年4月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	重要な変更にあたらなため（計数の見直し）
平成31年2月28日	IV リスク対策 1～9	－	必要事項について記載	事前	様式変更のため
令和4年9月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	－	【追加】 ① マイナポータルの電子申請機能による申請の受領	事前	びったりサービス導入のため
令和4年9月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	－	【追加】 5. 申請管理システム	事前	びったりサービス導入のため
令和7年2月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法別表第二	番号法に基づく主務省令第2条の表	事後	改正番号法の施行に伴う評価書の記載の修正のため
令和7年2月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一の68の項	別表の100の項	事後	改正番号法の施行に伴う評価書の記載の修正のため
令和7年2月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） 別紙1のとおり （別表第二における情報照会の根拠） 別紙2のとおり	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表 2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,131,132,144,161の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表 131,132の項	事後	改正番号法の施行に伴う評価書の記載の修正のため
令和7年2月25日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	－	必要事項について記載	事後	様式変更のため
令和7年2月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成31年2月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	重要な変更にあたらなため（計数の見直し）
令和7年2月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	－	必要事項について記載	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策 9. 監査	8. 監査	9. 監査	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策 10. 従業者に対する教育・啓発	9. 従業者に対する教育・啓発	10. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	－	必要事項について記載	事後	様式改正による変更